

船員保険の統合に伴う関係省令（労災関係部分）の整備について（案）

○ 給付基礎日額の算定方法の特例について

- ・ 船員の賃金が乗船時と下船時で大きく変動する場合について、給付基礎日額の算定方法に特例を設ける。

→【省令改正の方向】

- ・ 1年を通じて船員として船舶所有者に使用され、基本となる固定給のほか、船舶に乗り組むこと等により変動がある賃金が定められる場合は、基本となるべき固定給に係る平均賃金に相当する額と変動がある賃金の額とを基準として、厚生労働大臣（厚生労働省労働基準局長）が定める方法により算定する額とする。

○ 法人組織の代表者等である船員に係る労災保険の適用について

- ・ 現行船員保険法において運用で対象とされている法人組織の代表者等である船員について、労災保険法における特別加入の対象となるよう所要の措置を講ずる。

→【省令改正の方向】

- ・ 特別加入（一人親方）の対象に船舶所有者の事業を追加するとともに、当該事業に係る労災保険率を設定する。

○ 船員を使用して行う船舶所有者の事業におけるメリット収支率の算定について

- ・ メリット収支率は、メリット収支率算定期間の最後の年度の翌々保険年度から適用されるため、平成22年1月に労災保険に係る保険関係が成立する事業については、平成22年度～平成24年度が最初のメリット収支率算定期間となり、当該事業に係るメリット収支率は平成26年度から適用されることとなる。

$$\left(\text{メリット収支率} = \frac{\text{3年度間の業務災害に係る保険給付等の額}}{\text{3年度間の保険料額（非業務災害分を除く。）} \times \text{第1種調整率}} \times 100 \right)$$

→【省令改正の方向】

- ・ 今後、メリット収支率適用に向けて第1種調整率について所要の省令改正を行う。